

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

適用する使用者

広島県の区域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

日本標準産業分類（令和6年4月改定）より

（青字は事務局にて加筆）

E24 金属製品製造業のうち

E240 管理、補助的経済活動を行う事業所

（244 建設用・建築用金属製品製造業、249 その他の金属製品製造業に限る）

E2400 主として管理事務を行う本社等

E2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）

E2441 鉄骨製造業

E2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）

E2443 金属製サッシ・ドア製造業

E2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業

E2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）

E2446 製缶板金業

E249 その他の金属製品製造業

E2491 金庫製造業

E2492 金属製スプリング製造業

E2499 他に分類されない金属製品製造業

L7282 純粋持株会社

（244 建設用・建築用金属製品製造業、249 その他の金属製品製造業に限る）

適用除外労働者

1 18歳未満又は65歳以上の者

2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

3 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務